# 2024 年度

# 延長審査の手引き

# 認定看護管理者(CNA)延長審査

#### 個人審査に関する不明点や疑問点は、以下よりお問い合わせください。

・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する 質問について、毎日 24 時間チャットボット(AI 自動応答システム)でご案内します。

### ■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



#### ■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

▶「資格認定制度に関するお問い合わせ(緑色のバナー)」を クリックしてご質問を入力ください。

# 目次

1 部	双定看護管理者(CNA)認定期間延長審査 実施概要3
1-1	延長審査について3
1-2	申請資格3
1-3	
2 F	申請方法5
2-1	申請の手順5
2-2	提出物一覧5
2-3	申請方法6
2-4	申請を取下げる方14
3 1	審査合否の確認15
3-1	審査合否の確認15
3-2	有効期限について16
4	資格の有効期限の確認と情報公開の設定17
4-1	資格の有効期限の確認17
4-2	情報公開の設定18
5	その他の事項20
5-1	個人情報保護方針20
5-2	問い合わせ先 20
6 申	ョ請を取下げる方21
7 F	3本看護協会認定看護管理者規程及び細則

## 1 認定看護管理者 (CNA) 認定期間延長審査 実施概要

#### 1-1 延長審査について

1) 目的

病気その他やむを得ない理由により認定更新審査を受験することができない場合(審査申請をすることができない場合や看護管理実践時間が不足する場合等)は、日本看護協会認定看護管理者細則第27条(P.31参照)により、認定更新の当該年度に認定期間の延長審査(以下、「延長審査」という)を申請し、認められれば認定期間を延長することができる

2) 内容

審査書類をもとに審査を行い、認定期間延長の可否を決定する

※審査申請時に離職・休職中であっても、認定更新に必要な看護実践及び自己研鑚の実績がある者は、延長審査ではなく認定更新審査の申請が可能です

#### 1-2 申請資格

認定看護管理者(CNA)延長審査を申請する者(以下、「申請者」という)は、申請時において以下の3つの項目をすべて満たしていなければならない

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) 認定看護管理者であること
- 3) 病気その他やむを得ない延長理由があること
- ※延長期間は原則として1年間とする

それ以上の延長が必要な場合は、1年後の認定看護管理者認定延長審査申請期間内に再度申請すること

認定期間の延長は3回まで、最大3年間可能

#### 【ご注意ください!】

# 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を理由とした 認定看護師 認定期間延長審査への申請の中止について

- ・2023 年 5 月 8 日付で、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等 感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けられました
- ・5 類感染症に位置付けられたことを受け、2023 年申請より「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」 を理由とした、認定期間延長審査は中止となりました

### 1-3 2024年認定看護管理者 (CNA) 延長審査の日程等

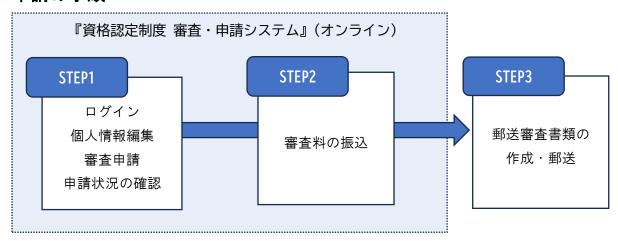
日程	申請	参照ページ			
2024年4月	認定看護管理者(CNA)「延長の手引き」の確認、申 請準備	_			
7月22日(月)~ 7月31日(水)15:00	個人情報の登録内容の編集 審査申請 審査料の振込	P. 5–10			
7月22日(月)~ 8月7日(水)消印有効	審査書類(郵送)の送付	P. 11–14			
11月19日(火)14:00~	審査合否の確認	P. 15–16			
資格の有効期限の確認 11 月下旬(予定) 氏名・施設名の公開/非公開の登録		P. 17–19			
<b>↓</b>					
次年度の認定更新審査に申請					

#### <審査申請の受理について>

- ・日本看護協会は、審査申請と審査料の振込の確認をもって、申請を受理します
- ・申請受理後、各審査書類に基づき書類審査を行います
- ・期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなします

# 2 申請方法

#### 2-1 申請の手順



#### 2-2 提出物一覧

1) 郵送での提出物一覧

提出物	提出方法
認定看護管理者 認定期間延長審査申請書	「STEP3 郵送審査書類の
証明書類	作成・郵送」を参考に作成し、
改姓に関する証明*	郵送する。

- \*改姓により、各種審査書類に複数の姓の記載がある場合のみ提出してください
  - (例)申請名(システムに登録の個人情報)と各種審査書類に記載の姓が異なる場合 各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合

#### 2-3 申請方法

『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス) にアクセスする

URL: https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx

#### <動作環境>

PC	Microsoft Edge: Version120
Ρυ	Google Chrome : Version120
77 1741	iPhone Safari: Version17
スマートフォン	Android Google Chrome: Version120

#### STEP1 (審査申請)の申請期間

2024年7月22日(月)10:00 ~ 7月31日(水)15:00

期限内に提出を完了してください 期限を過ぎての審査申請は受け付けません

# STEP1

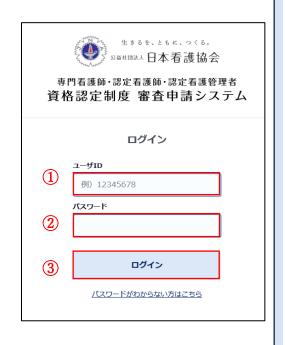
### ログイン

- 1) ユーザーID (看護師免許番号) を入力する
- 2) パスワードを入力する
- 3) 「ログイン」をクリックする
  - ※パスワードは、初期設定で「生年月日(西暦8桁)」と なっています

(1970年1月1日の場合⇒19700101)

※過去に自身で変更した場合は、変更後のパスワードで ログインしてください

パスワードが不明な場合は、 パスワードがわからない方はこちら よりパスワードの再設定手続きを行う



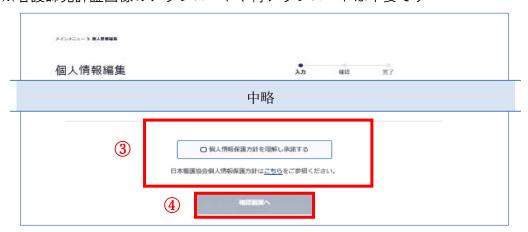
# STEP1

#### 個人情報編集

① メインメニューから 個人情報編集 をクリックし、<個人情報編集画面>を開く



- ② すでに登録されている個人情報(氏名、住所、所属施設名等)の確認し、編集が必要な場合は編集する
  - ※看護師免許証画像のアップロードや再アップロードは不要です



- ③ 「日本看護協会個人情報保護方針は <u>こちら</u>」」をクリックし、個人情報方針を確認する [個人情報保護方針を理解し承諾する]の□をクリック(チェック☑)する
- ④ 確認画面へ をクリックし、入力内容を確認する 入力した内容に不足等があれば 入力画面へ戻る で編集画面に戻り修正する 入力した内容が正しければ 登録する をクリックする
  - ※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録できません エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録しなおしてください
- ・個人情報は上記登録完了後も<mark>随時</mark>編集が可能です 登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付するので、転 居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新してください



# 次頁へ進む

# STEP1

#### 審査申請

① メインメニューから、 | 申請メニュー | をクリックする



- ② 申請メニュー画面から認定看護管理者 (CNA) の 延長審査 をクリックする
- ③ 延長申請確認画面の内容を確認する

「申請完了メール送信先」を修正する場合は、ページ下部の 個人情報編集画面へ をクリックし、メールアドレスを修正する。その後改めて①, ②を行ってください



- ④ 表示される内容を確認し、誤りがなければ 申請する をクリックする
- ⑤ [延長審査申請を受け付けました] のメッセージが表示される



# 次頁へ進む

# STEP1

#### 申請状況を確認する

- ① メインメニューの 申請状況一覧 をクリックする
- ② <申請状況一覧>画面にて、申請 ID が付与されていることを確認し、 認定看護管理者 をクリックする



- ③ <申請状況詳細>画面の審査料の振込口座番号を確認する
  - ・申請 ID は、審査書類の準備の際に必要になります
  - 振込口座は、登録したメールアドレスに送信される、審査申請受付/振込口座の案内メールでも確認することができます
  - 入金が確認されると、「審査料」の横に赤字で「入金確認済」と表示されます (入金確認には数日かかることがあります)



STEP2 へ進む

### STEP2 (審査料振込)の期日

7月31日(水)15:00まで

# STEP2

#### 審査料の振込

1) 審査料: 30,800円(税込)

※振込手数料は申請者が負担すること

- 2) 振込先: 以下のいずれかの方法により、確認する
- (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された 『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
- (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』

  ログイン ⇒ <申請状況一覧>画面の 認定看護管理者 をクリック

  ⇒ <申請状況詳細>画面に表示される「審査料」
- 3) 注意事項
  - 期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなします
  - 振込口座番号は申請者ごとに異なるため、各自で指定口座を確認してください
  - 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けてください
  - 振込明細票等の提出は不要です。自身で保管してください。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できます
  - 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しません



# STEP3 へ進む

#### STEP3(郵送審査書類)の提出期間

#### 2024年7月22日(月) ~ 8月7日(水) 消印有効

- ※ 提出期間外の消印がある書類は受理しません
- ※ 提出期間外の消印がある場合、審査不合格となるため、期間を厳守してください
- ※ 書類の不足や内容の不備があった場合、追加提出・再提出は求めず不合格となります
- ※ 期間内であっても、一度提出された書類の差替え・追加提出は受け付けません
- ※ 書類受理に関する問合せは受け付けできません
- ※ 配達の記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便)で送付してください
- ※ 提出された書類はいかなる理由があっても返却しません

### STEP4

#### 審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページ [看護職の皆さまへ] [資格認定制度] [資格認定者の方へ] [認定看護管理者] のページにアクセスし、延長審査 審査書類をダウンロードする (郵送審査書類の一覧は次頁に記載)

URL: https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/guide/probation\_guide\_cna.html



### 郵送審査書類作成上の注意事項

- 審査書類は A4 サイズとし、申請者が作成するものはパソコンで入力し出力してください
- 各書類の申請 ID の記載欄には、審査申請後に付与される申請 ID を記載してください (手書き可)。申請 ID は審査申請受理のメール、または『資格認定制度 審査・申請システム』 の申請状況一覧画面にて確認してください
- 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押してください。修正テープや修正インクは使用しないでください



# 郵送審査書類の作成・郵送へ進む

# 郵送審査書類の作成方法

# 郵送審査書類の作成

審査書類	書類番号	記載方法・注意事項
認定看護管理者	AR-1-3	1. 申請 ID・認定登録番号・認定(資格取得)年・氏名を所定
認定期間延長審査申請書		の欄に記入する
		2. 申請年月日を所定の欄に記載する
		3. 該当する延長申請理由にチェックする。その他の場合は具
		体的に記入する
		4.「本人確認枚数」欄に提出枚数を記載する
		5. 審査書類(郵送)が揃っていることを確認し、「本人確認
		☑」欄をチェックする
改姓に関する証明	AR-5	• 改姓により、申請した氏名と証明書類(AR-6)に記載の姓が
※該当者のみ		異なる場合のみ提出する
		• 改姓の前後の氏名が両方とも記載されている証明書類 (戸
		籍抄本(原本)、運転免許証(表面と裏面)、パスポート等の
		該当ページのコピー)を提出する
		• 左上に書類番号「AR-5」、右上に申請 ID を記載する
証明書類	AR-6	• 延長理由を裏付ける書類(例:休業証明書等)を提出する
		• 様式は自由であるが、本人以外の者が発行した公的な書類
		とし、申請者の氏名の記載及び押印がされているもの
		とする

# 郵送方法

#### 書類送付表の印刷

- 1)メインメニューの 申請状況一覧 をクリックする
- 2) <申請状況一覧>画面の「認定看護管理者」をクリックする
- 3) <申請状況詳細>画面が開くので、申請 ID の右隣にある 書類送付表出力 をクリックする



- 4) 書類送付表の画面が開くので、書類送付表を印刷する
  - ※システム画面上に印刷ボタンは表示されないため、以下の方法で印刷してください
    - ①画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷プレビュー」をクリックする
    - ②プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする

申請IDと名前は自動で印字されるため、誤りがないか確認してください

#### <書類送付表画面>



# 郵送方法

#### 審査書類の郵送

5) A4 サイズの審査書類(郵送)が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表を貼る

- 6) 書類提出期間内に配達の記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便等)にて下記まで送付する
- 7) 審査書類は書類番号順(AR-1-3に記載の順)に並べて入れる

書類の送付先(書類送付表に自動表示)

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F

CNA 延長審査 審査書類受付係

※再認定審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

#### 注意事項

- 送付前に郵便料金が不足していないか必ず確認してください
- 郵便料金の不足時は受理しません
- 封筒に自身の住所・氏名が記載されていることを確認してください
- 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けません
- 提出された書類はいかなる理由があっても返却しません
- 書類受理についての問合せは受け付けません
- 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けません

#### 2-4 申請を取下げる方

P. 21、6申請を取下げる方へ進む

# 3 審査合否の確認

#### 3-1 審査合否の確認

#### 審査合否の発表日時

#### 2024年11月19日(火) 14:00予定

#### 確認方法

- ① 『資格認定制度 審査・申請システム』(下記アドレス)にアクセスする
  URL: https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx
- ② ユーザーID、パスワードを入力しログインする
- ③ 申請状況一覧 をクリックする



④ <申請状況一覧画面>に表示される当該申請の[審査合否]を確認する



- ⑤ <申請状況一覧画面>に表示される当該申請の[審査合否]を確認する
- ⑥ [審査合否]に、合格または不合格が表示される
- ⑦ 不合格の場合は、│認定看護管理者│をクリックし、不合格事由を確認する



#### 不合格となった場合の取り扱いについて

- 審査不合格となった場合、認定看護管理者資格は 2024 年 12 月 31 日をもって失効する 2025 年以降の再認定審査に申請し合格することにより、資格の再取得が可能
- 失効後は、認定看護管理者を名乗ることはできない
- 失効後に認定看護管理者を名乗った場合は、処分の対象となる可能性がある

#### 3-2 有効期限について

日本看護協会は、合格者に対して、有効期限を延長し、2025年12月31日までとする

※有効期限の延長に関する通知は、送付しません。延長された認定期間については、 『資格認定制度 審査・申請システム』の<認定資格一覧>画面にて、確認してください (次頁参照)。

証明が必要な場合も、当該画面をプリントアウトする等してご利用ください

- \*認定期間延長を認められた者が、翌年の認定更新審査を申請するときは、その年度の審査方法 を適用します。詳細は当該年度の「認定看護管理者認定更新の手引き」を参照してください
- \*延長された認定期間内に認定更新の申請を行わなかった場合は、認定看護管理者の資格を喪失 します

# 4 資格の有効期限の確認と情報公開の設定

#### 4-1 資格の有効期限の確認

#### 確認方法

認定料の振込確認後、認定部にて認定看護管理者名簿の延長登録手続きを行う 登録の手続き完了後、認定部より全認定者にメールで連絡する

- 1) 認定部からの通知メールを受信後、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインする
- 2) メインメニューから 認定資格一覧 をクリックする



3) 登録内容を確認する

<認定資格-覧画面>



- ① 資格区分を確認する
- ② 延長申請した資格の有効年月日が「当年+1年」の 12 月 31 日に延長されている ことを確認する
- ③ 変更する をクリックする

#### 4-2 情報公開の設定

#### 設定方法



- ① 表示されている注意を確認する
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する
- ③ 確認画面へ をクリックする
- ④ <認定情報公開許諾更新>確認画面にて | 更新 | をクリックする

氏名・施設名について「公開」を選択した場合、日本看護協会公式ホームページの「認定看護管理者(CNA)登録者一覧」に氏名及び所属施設名を公表します情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加することも考えられるため、了承の上、公開/非公開について入力してください所属施設名の公開については、自身で所属施設の許諾を得た上で登録してください

 $\leftarrow$ 

#### 設定方法

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合、← 日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開される←



#### 個人情報の登録内容更新のお願い

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録されているメールアドレス・住所に、今後、日本看護協会から通知メール・郵便物を送付することがあります。審査申請時から、氏名・住所・所属先・メールアドレス等の変更があったときには、随時「個人情報編集画面」で登録内容を更新してください

# 5 その他の事項

#### 5-1 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL: https://www.nurse.or.jp/privacy/

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、認定看護管理者延長審査にかかわる重要な通知及び認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります。

また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、認定登録後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります。

#### 5-2 問い合わせ先

#### 個人審査に関する不明点や疑問点は、以下よりお問い合わせください。

・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する 質問について、毎日 24 時間チャットボット(AI 自動応答システム)でご案内します。

#### ■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



#### ■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

### ▶「資格認定制度に関するお問い合わせ(緑色のバナー)」を クリックしてご質問を入力ください。

日本看護協会認定部(認定看護管理者担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝日を除く) 9:30~12:00 / 13:00~17:00
電話番号	03-5778-8546

# 該当の方のみご参照ください

# 6申請を取下げる方

2024年7月22日~8月6日15:00に限り、申請の取下げを受け付けます申請を取下げる場合は、上記の期間内に認定部まで連絡してください

#### 日本看護協会認定部(認定看護管理者担当)

受付時間	月曜日から金曜日(土日祝日を除く) 9:30~12:00 / 13:00~17:00
電話番号	03-5778-8546

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けできません

# 参考資料

# 7 日本看護協会認定看護管理者規程及び細則

#### 公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者規程

#### 第1章総則

- 第1条 公益社団法人日本看護協会認定看護管理者制度(以下「本制度」という。)は、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)は、前条の目的を達成するため、この認定看護管理者規程 (以下「規程」という。)により認定看護管理者を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 認定看護管理者とは、本会認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を 発展させることができる能力を有すると認められた者をいう。

#### 第2章 認定看護管理者制度委員会

- 第4条 本制度の運営にあたって、認定看護管理者制度委員会(以下「制度委員会」という。)を設ける。
- 第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。
- 第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 第7条 制度委員会の構成及び運営については、認定看護管理者細則(以下「細則」という。)に定 める。

#### 第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する認定看護管理者と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水 準を均質にする努力を行うために協議会を設ける

#### 第4章 教育課程

- 第9条 本会は、認定看護管理者に必要な教育課程を、ファーストレベル、セカンドレベル及びサー ドレベルの3課程 と定める
- 2 教育課程は、制度委員会が審議し理事会の決議を経て定める。

#### 第5章 教育機関の認定及び取消し

#### 第1節 教育機関の審査と認定

- 第10条 本会は、認定看護管理者の水準を均質にするため、認定看護管理者の教育にふさわしい条 件を備えた教育機関を教育課程ごとに、認定看護管理者教育機関として認定する。
- 2 前項で定める認定の要件については、細則に定める。
- 3 第1項で定める認定を申請する機関は、制度委員会が別に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。
- 4 会長は、制度委員会が認定看護管理者教育機関として認定し、認定証の交付を申請した機関に対して、認定看護管理者教育機関認定証を交付する。
- 5 本会は、前項に規定する認定証を交付した機関を認定看護管理者教育機関名簿に登録する。
- 6 本会は、前項の登録をした機関を本会公式ホームページで公表する。
- 7 本会の認定を受けた教育機関は、教育課程開講の翌年に認定要件を実際に満たしていることの確認(以下「認定確認」 という。)を受けなければならない。
- 8 認定確認については、3項の規定を準用する。この場合「認定」とあるのは「認定確認」と、「審査 料」とあるのは「申請料」と読み替えるものとする。
- 9 認定の有効期間は開講の年から教育機関としての認定確認後5年とする。ただし、すでに運営している教育課程がある場合はその教育課程の有効期間を採用する。
- 第11条 本会は、認定看護管理者教育機関が次の各号に該当するときは、制度委員会の決議を経て、 認定看護管理者教育機関の認定の取り消しを教育課程ごとに行う。
  - (1) 認定看護管理者教育機関がその資格を返上したとき
  - (2) 認定要件を満たさないと制度委員会が判断したとき
  - (3) 認定看護管理者教育機関が認定確認または教育機関認定の更新を受けなかったとき

#### 第2節 教育機関の認定更新

- 第12条 本会の認定を受けた教育機関は、認定確認の5年後、以降7年ごとに認定の更新を受けな ければならない。
- 2 認定更新の要件については、細則に定める。
- 3 認定更新を申請する機関は、開講しているファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルの 教育課程ごとに、制度委員会が別に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しな ければならない。
- 4 認定更新については第10条第4項から第6項の規定を準用する。
- 5 認定更新の有効期間は7年とする。

#### 第6章 認定看護管理者の認定

#### 第1節 認定看護管理者を認定する委員会

#### (認定委員会)

第13条 認定看護管理者の認定に関する事項の審議は、認定看護管理者認定委員会(以下「認定委員会」という。)が

行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

- 第14条 認定委員会は、次の各号について審議する。
- (1) 認定看護管理者の認定とその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 認定看護管理者の認定とその更新及び再認定の実施に関すること
- 第15条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 第16条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。
- 第17条 認定委員会は、認定看護管理者を認定する業務を補佐する認定看護管理者認定実行委員会 (以下「認定実行委員会」という。)を組織する。

(認定実行委員会)

- 第18条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し認定看護管理者の審査に関するすべての業務を行う。
- 第19条 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。
- 第20条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

#### 第2節 受験資格

- 第21条 認定看護管理者の認定審査を受験する者(以下「受験者」という。)は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。
  - (1) 日本国の看護師免許を有すること
  - (2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の 経験があること
  - (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること
    - イ 認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者
    - ロ 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している

#### 第3節 認定看護管理者の審査及び認定

- 第22条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。
- 第23条 審査は、認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。
- 第24条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。
- 第25条 認定委員会は、認定実行委員会の報告に基づき、認定看護管理者の認定を行う。

- 第26条 会長は、認定委員会が認定看護管理者として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、 認定看護管理者認定 証等を交付する。
- 2 本会は、前項の認定証等を交付した者を認定看護管理者名簿に登録する。
- 3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。
- 4 認定看護管理者認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第31 条の規定によって、認定看護管理者がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

#### 第7章 認定看護管理者の認定の更新

第27条 本会は、認定看護管理者のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第28条 認定看護管理者は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

- 第29条 認定看護管理者の認定更新を申請する者(以下「認定更新申請者」という。)は、次の各 号に定めた資格をすべて 満たしていなければならない。
- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、認定看護管理者であること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護管理実践及び自己研鑽の実績があること

第30条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出し なければならない。

#### 第8章 認定看護管理者の資格の喪失及び処分

- 第31条 認定看護管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、認 定看護管理者の資格を 喪失する。
- (1) 認定看護管理者の資格を辞退したとき
- (2) 認定看護管理者の認定の更新をしなかったとき
- (3) 規程第29条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき
- 第32条 認定看護管理者としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が認定看 護管理者の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。
  - 2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

#### 第9章 認定看護管理者の再認定

- 第33条 第31条に基づく資格喪失後に再び認定看護管理者の認定を申請する者(以下「再認定申 請者」という。)の審査は、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。
  - 2 再認定申請者については第29条2号を適用しない。

#### 第10章 規程の変更及び見直し

第34条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第35条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

#### 第11章補則

第36条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

#### 附則

- 1 この規則は、平成8年5月14日から施行する。
- 1 この規則は、平成9年5月13日改正
- 1 この規則は、平成10年5月19日改正
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正

(教育機関の視察を実施する条文を追加)

1 この規則は、平成13年7月13日改正

(認定審査の受験資格、試験内容の変更及び教育課程の改正(第1回)にかかわる規則の改定)

- 1 この規則は、平成14年4月1日改正 ただし、新教育課程に関しては、制度委員会で承認を受けた教育機関については、平成13年8月 1日から適用する。
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
- 1 この規則は、平成16年7月16日改正
  - (第8条第2項 「別表1」を「別」に変更
  - (第8条第3項 科目の認定を科目の修了証明に変更)
  - (第9条・第10条 都道府県看護協会以外のファーストレベル教育機関を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
  - (権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
  - (第26条3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
  - (第14条 再認定を追加)
  - (第31条3号を追加)
  - (第9章「認定看護管理者の再認定」第33条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規則は、平成21年2月20日改正
  - (第9条3項 都道府県看護協会以外の教育機関において履修した研修について都道府県看護協会 がファーストレベル教 科目の修了証明を発行することを削除)
- 1 この規則は、平成22年11月18日改正
  - (第21条第3号イを認定看護管理者教育全課程修了からサードレベル修了に変更)
  - (第21条第3号ロ、ハを削除し、条文整理)

- 1 この規程は、平成25年4月1日より適用する。
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
  - (第21条1号・2号、第29条1号、第31条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免 許」を「看護師免許」 に変更)
- 1 この規程は平成25年2月28日改正、平成26年4月1日から施行する。
  - (第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)
  - (第10条に認定看護管理者の教育機関を都道府県看護協会ファーストレベルを含めた全教育機関 に改正。また第3項から第9項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等を改正)
  - (第11条を認定看護管理者教育機関の教育課程ごとの認定の取り消しに改正し、条文整理)
  - (第12条を認定更新の条項に改正)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
  - (第32条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な 処分に関する手続きについては別途定める」を追加)
  - (第34条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 この規程は、平成30年2月23日に改正し、平成34年4月1日から施行する。
  - (第21条2号「そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること」を追加)
  - (第21条3号ロ「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」に変更)
  - (第21条3号ハ「師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者」を削除)
  - (第21条3号ニ「師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者 | を削除)
- 1 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた認定看護管理者認定証については、 その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第26条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された認定看護管理者認定 証の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第28条の規定にかかわらず、前項に規定する認定看護管理者認定証の交付を受けた認定看護管理者は、2025年12 月末日までに認定を更新しなければならない。

#### 公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者細則

#### 第1章総則

第1条 認定看護管理者規程(以下「規程」という。)の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この認定 看護管理者細則(以下「細則」という。)の規定に従うものとする。

#### 第2章 認定看護管理者制度委員会

- 第2条 認定看護管理者制度委員会(以下「制度委員会」という。)は10名以上の委員をもって構成する。
- 2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 第3条 制度委員会は、規程第7条に基づき、認定看護管理者制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、認定看護管理者教育課程の見直し及び改善、並びに認定看護管理者教育機関の認定と更新の審査を含む。
- 第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

#### 第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法は、常務理事会において 定める。

#### 第4章 教育機関の認定

#### 第1節 教育機関の審査と認定

- 第7条 規程第10条に規定する認定の要件は次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 教育理念
  - (2) カリキュラム及び教育期間
  - (3) 受講要件及び修了要件
  - (4) 運営に関する委員会
  - (5) 教員の要件
  - (6) 施設及び設備
  - (7) 収支

第8条 制度委員会は、認定看護管理者の教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。

2 認定看護管理者教育機関の認定を受け認定証の交付を受けようとする機関は、定められた期日までに、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)に認定看護管理者教育機関認定申請書を提出し、理事会が定める認定料を納入しなければならない。

#### 第2節 教育機関の認定確認

- 第9条 規程第10条の規定により、認定確認を受けようとする教育機関は、申請時点において認定確認を受けようとする教育機関は、申請時点において認定確認を受けようとする教育課程を開講していなければならない。ただし、連続開講を実施していない教育機関についてはこの限りではない。
- 2 認定確認についても第7条1号から7号の要件を準用する。
- 3 認定確認は、書類確認と視察をもって行う。認定確認の内容は制度委員会が別に定める。
- 4 本会は、認定確認時期の到来する6か月前に対象となる教育機関に通知する。
- 第10条 制度委員会は、認定看護管理者教育機関として認定確認した教育機関を会長に報告する。

#### 第3節 教育機関の認定更新

- 第11条 規程第12条の規定により、認定更新を受けようとする教育機関は、申請時点において認 定更新を受けようとする教育課程を開講していなければならない。ただし、隔年開講等の場合はこの限りではない。認定更新についても第9条 2項から4項を準用する。この場合「認定確認」とあるのは「認定更新」と、「書類確認」とあるのは「書類審査」と読み替えるものとする。
- 第12条 制度委員会は、認定看護管理者教育機関として認定を更新した教育機関を会長に報告する。 認定の更新について も第8条2項の規定を準用する。

#### 第5章 認定看護管理者の認定

#### 第1節 認定看護管理者を認定する委員会

#### (認定委員会)

- 第13条 認定看護管理者認定委員会(以下「認定委員会」という。)は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、 認定委員を兼務することができる。
  - 2 認定委員の構成は、看護管理領域の専門家を含まなければならない。
  - 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 第14条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 第15条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

- 第16条 認定看護管理者認定実行委員会(以下「認定実行委員会 | という。)の委員の定数は、5名以上とする。
- 2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 第17条 認定実行委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。
- 第18条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

#### 第2節 受験の申請

- 第19条 規程第22条の規定により、認定看護管理者の認定審査を受験する者(以下「受験者」という。)は、本会に次の 各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。
- (1) 認定看護管理者認定審査申請書
- (2)履歴書
- (3) 看護師免許証の写
- (4) 5年間の実務経験の証明書
- (5) 規程第21条第3号に定める受験資格を証明する以下のいずれかの書類
  - イ サードレベル修了証の写
  - ロ 看護管理に関連する学問領域の大学院の修了証の写
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

#### 第3節 認定看護管理者の審査及び認定

- 第20条 認定実行委員会は、規程第23条の規定により認定看護管理者認定審査の受験者に対し、 書類審査及び筆記試験等を行う。
- 2 書類審査に合格した者に限り、筆記試験等を受けることができる。
- 第21条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。
- 第22条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。
- 第23条 認定看護管理者の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。
- 第24条 規程第23条の規定により認定看護管理者認定審査を行うにあたっては、本会公式ホーム ページに審査の要領を 掲載する。

#### 第6章 認定看護管理者の認定の更新

第25条 規程第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、認定証取得

後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護管理実務時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 実践活動等の実績及び制度委員会で認めた学会等への参加や発表の実績が合わせて50点以上であること

第26条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 認定看護管理者認定更新申請書
- (2)履歴書
- (3) 勤務先の長の発行する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護管理実績報告書
- (5) 認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書
- 2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。
- 3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。
- 第27条 規程第28条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由であると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。
- 第28条 認定看護管理者の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

#### 第7章 認定看護管理者の再認定

- 第29条 規程第33条の規定に基づき再認定を受けようとする者(以下「再認定申請者」という。) は、申請時において過去5年間に細則第25条の各号をすべて満たしていなければならない。
- 第30条 再認定申請者は、細則第26条の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。この場合、4号、5号に定める申請書類について「認定証取得後 5年間」を「申請時において過去5年間」と読み替えるものとする。
- 第31条 認定看護管理者の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

#### 第8章 細則の変更

第32条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

#### 附則

- 1 この細則は、平成8年5月14日から施行する。
- 1 この細則は、平成9年5月13日改正
- 1 この細則は、平成10年5月19日改正

1 この細則は、平成11年7月9日改正

(教育機関の視察を実施する条文を追加)

改正後の細則第9条の規定にかかわらず、第1回の視察に関しては、平成12年度に実施するものとする。

1 この細則は、平成13年7月13日改正

(認定のための受験資格、試験方法の変更及び教育課程の改正(第1回)にかかわる細則の改定)

- 1 この細則は、平成14年4月1日改正
- 1 この細則は、平成15年5月20日改正
- 1 この細則は、平成16年2月6日改正
- 1 この細則は、平成16年7月16日改正

(第27条の変更、第34条の変更)

1 この細則は、平成17年2月4日改正

(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)

1 この細則は、平成20年5月19日改正

(第24条 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

1 この細則は、平成21年2月6日改正

(第26条の3号を削除し条文整理)

(第7章「認定看護管理者の再認定」を追加、第29条から第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)

1 この細則は、平成22年11月18日改正

(規則第21条改正に伴い、第19条第5号提出書類を変更)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23 年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。

(第19条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)

1 この細則は平成25年2月28日改正、平成26年4月1日から施行する。

(第4章第2節を教育機関の認定確認に改正し、第3節教育機関の認定更新を追加)

(第7条を条文整理)

(第8条を改正し、認定看護管理者教育機関認定証の交付と認定料について明記)

(第9条と第10条を認定確認の条項に改正)

(第11条と第12条を認定更新の条項に改正)

1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。

(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)

(第4条、14条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、2号「決議 を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)

(第19条「認定看護管理者に必要な能力に関する推薦書」を削除)

(第32条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)

1 この細則は、平成30年2月9日に改正し、平成34年4月1日から施行する。

(第19条5号ロ「看護管理に関連する学問領域の大学院の修了証の写」に変更)

(第19条5号ハ「管理に関連した学問領域の大学院の修了証の写」削除